【安全宣言】

青垣観光バス株式会社は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命と深く認識し、 全ての従業員に「輸送の安全確保が最も重要であり根幹である」との意識の徹底を図ります。

意識の徹底を図るために安全方針を定め、安全マネジメント体制の維持・継続的改善に努め、お客様がより安全・快適にバスをご利用していただけるように努めます。

【安全方針】

- 1. 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において 輸送の安全の確保に主導的な役割をはたします。また、現場における安全に関する 声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確 保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 2. 安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(PDCA)を確実に実行し安全 対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず 輸送の安全の向上につとめます。
- 3. 法令・規則を遵守し、安全運行を果たす。

【輸送の安全に関する目標と達成状況】

| | 令和5年度目標・達成状況 | 令和 6 年度目標 |
|--------------------|--------------|-----------|
| (1)飲酒運転 | 〇件 達成(〇件) | 0件 |
| (2) 重大事故(事故報告規則2条) | 〇件 達成(〇件) | 0件 |
| (3)駐車場内事故 | 〇件 達成(〇件) | 0件 |
| (4)有責物損事故 | 0件 達成(0件) | 0件 |

【自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報(令和6年度)】

件数 〇件(死亡事故〇件、重傷事故〇件、軽傷事故〇件、物損事故〇件、事故報告書提出件数〇件、康起因事故〇件)自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

【輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置】

- (1) 関係法令及び安全管理規程遵守
 - ① 関係法令及び安全管理規程(社内規定)の順守は、四半期毎に教育を実施します。
- (2) 安全管理の取り組み状況の点検と改善。
 - ① 安全を管理する規定に基づく「安全管理の取り組み状況の内部監査等」を1年に1 回実施し、全従業員で必要に応じて問題解決に向けた対策を講じます。
- (3)教育、研修管理の計画
 - ① 管理者および運転手代表による事故防止対策会議を四半期に1回実施
 - ② 規定に基づく月例ドライバー安全ミーティングの実施
 - ③ 初任、適齢、事故惹起者等への規定に基づいた指導教育の実施
 - ④ 運転手に各種適性診断を受診させ、結果に対し効果的な教育を実施
- (4)健康管理等実施
 - ① 全従業員に対し、健康診断を実施し、結果に対し再検査や精密検査を受診させ、健康起因よる事故防止に努める。
 - ② 全従業員に対し、麻薬、覚せい剤等の危険性を理解させる為の教育を行い、使用防

止の徹底に努める。

- (5) 飲酒運転防止対策
 - ① 対面点呼においてアルコール検知器による検査を出庫・帰庫点呼時に確実に行い、 管理者は検知器の維持メンテナンスを日常、定期的に実施。
 - ② 宿泊先などの遠隔地における点呼では、携帯型アルコール検知器を用いての電話点呼を行う。
 - ③ 安全ミーティングにおいても、定期的に飲酒運転防止に関する指導教育を実施。

【輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況(直近年度)】

・運 転 者に対する教育及び研修の実施回数 令和5年度 12回

・運行管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和5年度 1回

整備管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和5年度 1回

初任運転者に対する添乗実技指導

教育担当者:統括運行管理者・運行管理者・指導運転者

教育使用車種:大型貸切バス 中型貸切バス (運転者の運転する同一車種)

1. 座学指導(最低10時間以上)

国土交通省発行の「自動車運送業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実践マニュアル」に基づき、座学による教育を実施します。

- (1) バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきことについて
- (2) バスの構造上の特性と日常点検の方法及び、車両整備の研修
- (3) 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項(シートベルト着用の徹底)
- (4) 危険の予知及び回避並びに緊急時における対応方法
- (5) ASV搭載車両(先進安全自動車)の適切な運転方法
- (6) 実技指導の際のドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- (7) 適性診断(初任診断)の診断結果に基づいての指導
- (8) 入社時の健康診断結果に基づいての健康管理指導
- (9)「就業規則」「乗務員服務規律」等の各種規程について
- (10) お客様への対応・接遇について

2. 実技指導(20時間以上)

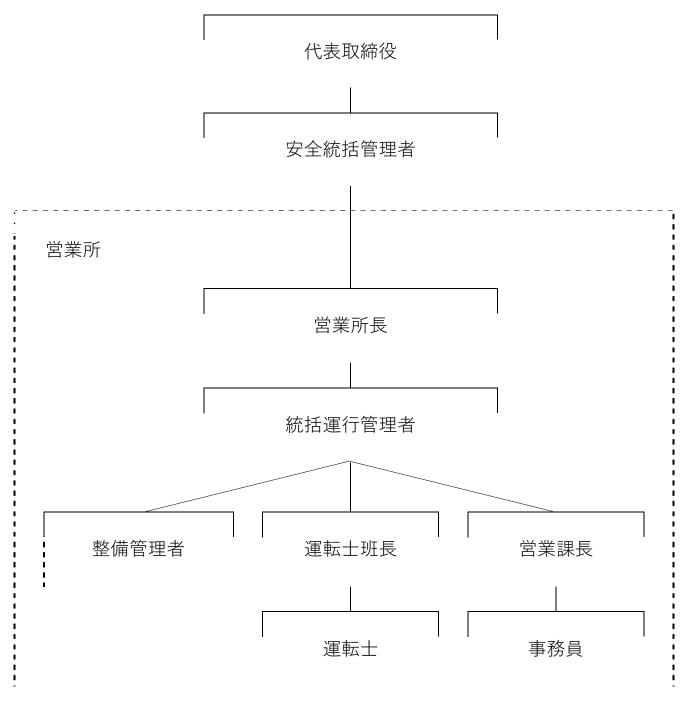
実際に運転する貸切バス車両を使用し、「運転操作」「運転技術」「道路・各施設の駐車場等の確認」「危険と思われる道路での運転技術」を、運行管理者・指導運転者が添乗して指導しています。

実技指導コースの例

別紙参照

- 年間乗務員教育計画に基づき、事故防止及び安全教育を実施
- ・ 運転記録証明書を全社員分取り寄せ、指導教育に活用
- 事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施(随時)
- ・ 社長による現場巡視 (毎月)
- 内部監査員(取締役)による内部監査実施

【輸送の安全に関する組織体制および指揮系統図】



【安全管理規程】

別紙参照

【安全統括管理者】

青垣観光バス株式会社 代表取締役 檜田昭治